

# 行政における溶融炉の「休止」に関するチェックシート

設備の処分制限期間を経過していない場合及び設備の処分制限期間を経過していても建物の処分制限期間を経過していない場合

適正な理由	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事故又は故障により修理を行う必要があるため</li><li>● 大規模な修繕又は改良を行う必要があるため</li><li>● その他やむを得ない事情がある場合</li></ul>
不適正な理由	<ul style="list-style-type: none"><li>● 運転経費が高いため</li><li>● 溶融スラグの利用が困難なため</li><li>● その他自己の都合による場合（適正な理由に該当しない場合）</li></ul>
適正な期間	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1年以内（適正な理由がある場合を除く）</li></ul>
不適正な期間	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1年以上（適正な理由がある場合を除く）</li></ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 不適正な理由により1年以上「休止」している場合は「廃止」とみなす。</li></ul>